平成２６年（フ）第２０３号
大分市大字畑中928番地の３第１森ビル202
債務者　大津　茂子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１３号
大分市中春日町12番27―305号レジオン中春日
債務者　岩本　美和（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１５号
大分市大字猪野26番地の１県営明治住宅１Ａ１―101
債務者　丸山　道雄
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８３号
青森県八戸市城下３丁目13番38号　岩舘荘二階８号
債務者　久慈　友子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
神奈川県横須賀市長井３丁目46番１―603号
債務者　白倉香菜子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１０９号
神奈川県横須賀市野比３丁目３番８号　コーポホーエー１―Ｃ
債務者　森　　珠美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第７８号
山口市平井876番地12
債務者　安永　清治
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７９号
山口市平井876番地12
債務者　安永みのり
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２００８号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西６丁目11番６号
破産者　有限会社サムピック
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２００９号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西６丁目11―６
破産者　嶋廻　俊彦
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４２８号
東京都清瀬市中里５丁目639―27
破産者　中家　　秀
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８６号
東京都八王子市暁町１丁目13―17―201
破産者　本庄　哲男
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９７号
神奈川県横浜市緑区霧が丘４丁目18番地13
破産者　株式会社坤佑
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９８号
埼玉県蓮田市東２丁目７―15
破産者　浦田　　守
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７２号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目２番１号
破産者　株式会社ウィズ
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５８６号
東京都台東区雷門１丁目８番11号
破産者　安全電器工業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５８７号
東京都台東区浅草５丁目68―１―301
破産者　島本　　俊
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６０３号
東京都渋谷区桜丘町８番６号
破産者　有限会社ローチ
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６０４号
東京都渋谷区南平台町13―４―206
破産者　石本　靖幸
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部